

## 9 へき地医療体制

### (1) 現 状

十勝圏域の無医地区や無歯科医地区については、「北海道へき地保健医療計画」を基に、無医・無歯科医地区等における医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院、へき地診療所等の充実に努めるとともに、各医療機関相互の連携を図っています。

#### ア 無医・無歯科医地区

- 令和4年10月末現在、圏域の無医地区・無医地区に準じる地区及び無歯科医地区・無歯科医地区に準じる地区（以下「無医・無歯科医地区等」という。）は、5町の15地区で1,350人が居住しています。（表1）
- 無医・無歯科医地区等は、令和元年10月末と比較して、2地区減少しています。
- 各町とも無医・無歯科医地区等の医療確保策として、最寄り医療機関までのへき地患者輸送車等による患者搬送やへき地医療拠点病院による巡回診療を行っています。

#### <無医・無歯科医地区等の定義>

##### （無医地区）

- 無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することのできない地区

##### （無医地区に準じる地区）

- 無医地区に準じる地区とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じて医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地区

\* 「無歯科医地区」「無歯科医地区に準じる地区」については、それぞれ「医療機関」を「歯科医療機関」に読み替える

【表1 十勝圏域における無医・無歯科医地区等の推移】

	平成21年 (平成21年10月末現在)	平成26年 (平成26年10月末現在)	令和元年 (令和元年10月末現在)	令和4年 (令和4年10月末現在)
市町村数	6町	5町	5町	5町
地区数	17地区	15地区	17地区	15地区
人口	2,371人	1,946人	1,569人	1,350

(厚生労働省「無医地区等調査」(令和4年))

#### イ へき地診療所等

令和6年1月現在、へき地診療所等は、へき地診療所が6町村7か所、過疎地域等特定診療所（歯科）が3町村3か所あります。（p.175資料編表9参照）

#### ウ へき地医療拠点病院等

- 平成15年4月に帯広厚生病院が「へき地医療拠点病院」として指定され、巡回診療等のへき地医療支援を行っています。
- 令和4年度のへき地医療拠点病院における事業の実施状況は、巡回診療の実施回数は1回、延受診患者数は24人となっています。

#### <へき地医療拠点病院の主な役割>

- ① へき地診療所等からの患者受入れ
- ② 無医地区等への巡回診療の実施
- ③ へき地診療所等への代診医等の派遣
- ④ へき地の医療従事者に対する研修会等の実施
- ⑤ へき地診療所等に対する遠隔診療等の各種診療支援 等

(2) 課 題

ア へき地における保健指導

無医地区等住民の健康の保持・増進を図るため、保健衛生状態を十分把握し、実情に応じた保健指導を行う必要があります。

イ へき地における診療の機能

- へき地診療所において住民に身近な医療を確保する必要があります。
- へき地診療所、へき地拠点病院の連携により、初期救急医療や入院を要する救急医療に適切に対応できる体制の充実を図る必要があります。
- へき地診療所等における診療の結果、専門的な医療や高度な医療を要するとされた場合、病状や緊急性に応じ適切な医療機関へ紹介・搬送する体制を確保する必要があります。

ウ へき地の診療を支援する医療の機能

- へき地診療所等への医師派遣等が行えるよう、へき地の診療を支援する医療機関において医師を確保する必要があります。
- 医療機関への通院が困難な住民に対し、通院のための交通手段を確保する必要があります。
- 通信技術を活用した画像診断など、遠隔医療の実施に必要な機器等の整備に対し支援を行い、医療機関のICT活用を推進する必要があります。

(3) 必要な医療機能

ア へき地における保健指導の機能

無医地区等において、保健指導を提供することが必要です。

イ へき地における診療の機能

- 無医地区等において、地域住民の医療を確保する体制が必要です。
- 専門的な医療や高度な医療を行うことのできる医療機関へ搬送する体制を整備することが必要です。

ウ へき地の診療を支援する医療の機能

診療支援機能の向上を図ることが必要です。

エ 行政機関等によるへき地医療の支援

へき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整を行うことが必要です。

(4) 数値目標等

指標区分	現状値	目標値(R11)	現状値の出典
へき地診療所数	7か所	継続	北海道保健福祉部調査 (令和5年3月31日末)
へき地医療拠点病院	整備済	継続	令和4年度へき地医療現況調査

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが継続して実施される体制の維持・構築に努めます。

ア へき地における保健指導

- 市町村や最寄りのへき地診療所等との連携の下に、住民の保健衛生状態を十分把握し、計画的に無医地区等の実情に即した保健指導を行います。
- 市町村の患者輸送車等の整備を支援することにより、搬送体制の充実を図ります。

イ へき地における診療の機能

- へき地診療所等の施設・設備の整備費や運営費に対して支援します。
- へき地医療拠点病院等が行う研修などを通じ、へき地診療所とへき地医療拠点病院との連携を強化します。

ウ へき地の診療を支援する医療の機能

- 無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地医療従事者を対象とした研修会の開催など、へき地医療拠点病院が行うへき地医療支援活動に対して支援します。
- 遠隔医療や診療操作の共有ネットワーク化を行うため、必要な機器等の整備を行うへき地医療拠点病院等に対して支援を行います。

(6) 医療機関等の具体的名称

p. 175 資料編の表9を参照してください。

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

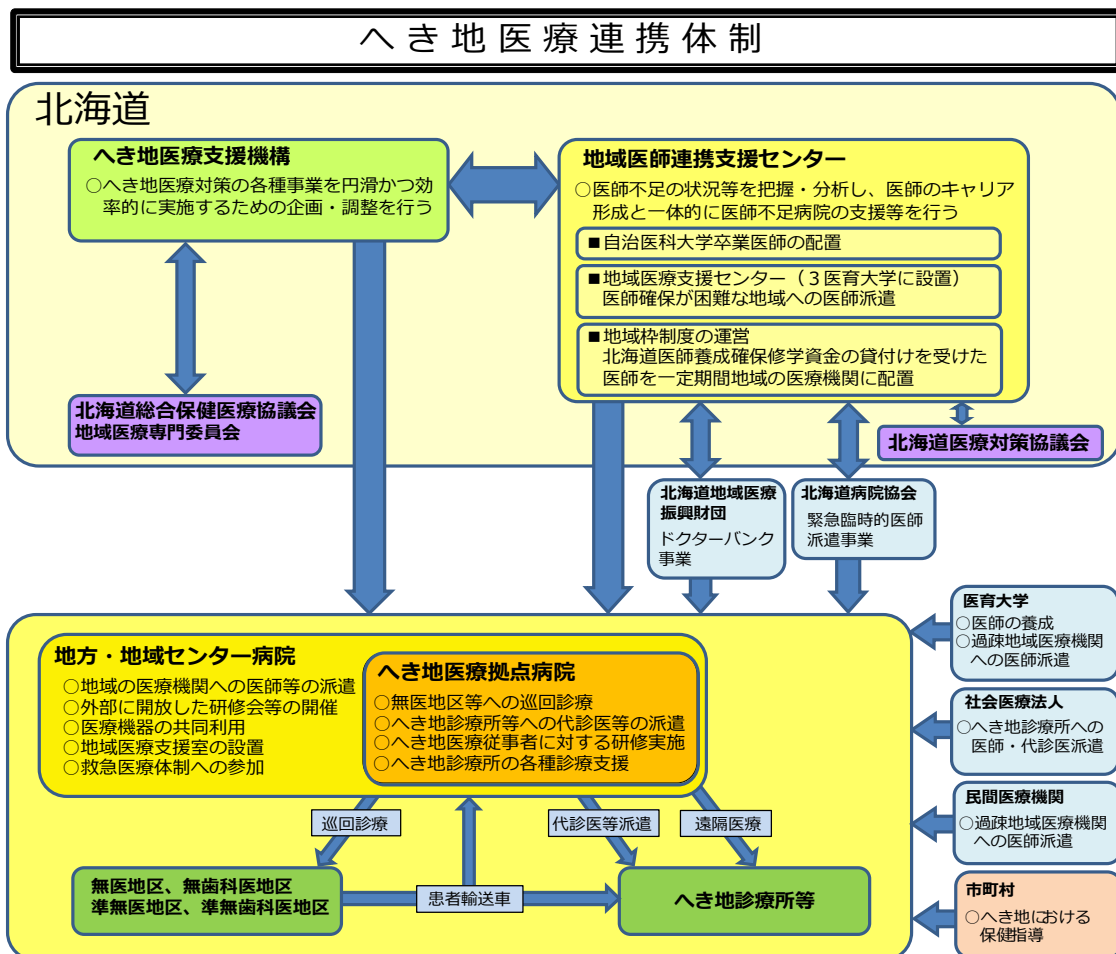
歯科医師の確保が困難な、へき地における歯科保健医療サービスの確保に努めます。

(8) 薬局の役割

無薬局町村における医薬品や医療・衛生材料等の提供体制を確保するため、近隣市町村の薬局による在宅医療などの提供に努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

医療資源が限られるへき地において、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアが提供されるよう努めます。



【表9 へき地医療拠点病院、へき地医療を支援する民間医療機関及びへき地診療所等（令和6年1月11日現在）】  
 [医療機関名公表基準]

- へき地医療拠点病院  
 無医地区及び準無医地区を対象として、北海道へき地医療支援機構の指導・調整のもとに巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師の派遣等へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院として、北海道知事が指定した病院
- へき地医療を支援する民間医療機関  
 へき地医療に関する社会医療法人の認定要件を満たす民間医療機関
- へき地診療所  
 へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、概ね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する診療所、又は、医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上1,000人未満の離島に設置する診療所  
 上記のほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と判断し、厚生労働大臣に協議し認められた診療所
- 過疎地域等特定診療所  
 特定診療（眼科、耳鼻咽喉科、歯科）機能を有する医療機関がない市町村で、当該地域住民の特定診療科の医療を確保することを目的とした診療所

第三次医療圏	第二次医療圏	へき地医療拠点病院	へき地医療を支援する民間医療機関	町村	へき地診療所 (国保直営診療所含む)	町村	過疎地域等特定診療所	無医地区 (R4.10)	無歯科医地区 (R4.10)
		支援側 ~H15.4指定							
十勝	十勝	J A 北海道厚生連帯広厚生病院		中札内村	中札内村立診療所	更別村	更別村歯科診療所	5 町 15 地区	5 町 15 地区
				幕別町	忠類診療所	幕別町	忠類歯科診療所		
				豊頃町	豊頃町立大津診療所	豊頃町	豊頃町歯科診療所		
					豊頃町立豊頃医院				
				更別村	更別村国保診療所				
				浦幌町	浦幌町立診療所				
				陸別町	陸別町国保関寛斎診療所				